

○新宿区老人福祉法施行規則 抜粋

(2) / 養護老人ホーム被措置者 / 養護委託による被措置者 / 費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	270,000円以下	0円
2	270,001円以上280,000円以下	1,000円
3	280,001円以上300,000円以下	1,800円
4	300,001円以上320,000円以下	3,400円
5	320,001円以上340,000円以下	4,700円
6	340,001円以上360,000円以下	5,800円
7	360,001円以上380,000円以下	7,500円
8	380,001円以上400,000円以下	9,100円
9	400,001円以上420,000円以下	10,800円
10	420,001円以上440,000円以下	12,500円
11	440,001円以上460,000円以下	14,100円
12	460,001円以上480,000円以下	15,800円
13	480,001円以上500,000円以下	17,500円
14	500,001円以上520,000円以下	19,100円
15	520,001円以上540,000円以下	20,800円
16	540,001円以上560,000円以下	22,500円
17	560,001円以上580,000円以下	24,100円
18	580,001円以上600,000円以下	25,800円
19	600,001円以上640,000円以下	27,500円
20	640,001円以上680,000円以下	30,800円
21	680,001円以上720,000円以下	34,100円
22	720,001円以上760,000円以下	37,500円
23	760,001円以上800,000円以下	39,800円
24	800,001円以上840,000円以下	41,800円
25	840,001円以上880,000円以下	43,800円
26	880,001円以上920,000円以下	45,800円
27	920,001円以上960,000円以下	47,800円
28	960,001円以上1,000,000円以下	49,800円
29	1,000,001円以上1,040,000円以下	51,800円
30	1,040,001円以上1,080,000円以下	54,400円

31	1,080,001円以上1,120,000円以下	57,100円
32	1,120,001円以上1,160,000円以下	59,800円
33	1,160,001円以上1,200,000円以下	62,400円
34	1,200,001円以上1,260,000円以下	65,100円
35	1,260,001円以上1,320,000円以下	69,100円
36	1,320,001円以上1,380,000円以下	73,100円
37	1,380,001円以上1,440,000円以下	77,100円
38	1,440,001円以上1,500,000円以下	81,100円
39	1,500,001円以上	1,500,000円超過額×0.9÷ 12月+81,100円(100円未満 切捨て)
備考：上表にかかわらず、当分の間、140,000円を当該費用徴収基準月額の上限とする。 ただし、介護保険法における要介護認定より、要介護の認定を受け、特別養護老人ホームへ入所申込みを行った者は、特例として、49,460円を上限とし、その適用期間は、当該特例の適用を行った月から1年間とする。		

注

- この表において「対象収入」とは、被措置者の前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 一の居室の定員の数が3人以上の場合にあつては、その居室に起居する者から徴収する費用の額は、この表に掲げる費用徴収基準月額に、その居室の定員の数に応じて、それぞれ次の表に掲げる率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

居室の定員の数	率
3人	0.9
4人	0.8
5人又は6人	0.7
7人以上	0.6

- 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(一般事務費及び一般生活費(地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。))の合算額をいう。別表(2)及び別表(3)において同じ。)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

(3) 法第11条第1項第2号及び第2項の規定による老人ホームへの入所等(特別養護老人ホームに係るものに限る。以下この項において同じ。)による被措置者費用徴収基準

アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額とする。ただし、当該控除して得た額を適用されたならば生活保護を必要とする状態になる者については、0円とする。

ア 次に掲げる額の合計額

(ア) 介護保険法第42条の2第2項又は第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該老人ホームへの入所等の措置に要した費用の額を超えるときは、当該現に老人ホームへの入所等の措置に要した費用の額とする。)

(イ) 食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用の額

イ 法第21条の2の規定により支弁することを要しないとされた費用の額(当該老人ホームへの入所等の措置を受けた者が、同条に規定する保険給付を受けることができる者でない場合には、これに相当する額)

(4) 扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額	
A	生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者	0円	
B	A階層を除き当該年度分の特別区民税非課税の者	0円	
C ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得を課税する者(均等割のみ課税)	4,500円	
C ₂	所得非課税の者	6,600円	
D ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得を課税する者(均等割のみ課税)	30,000円以下	9,000円
D ₂	30,001円以上80,000円以下	13,500円	
D ₃	80,001円以上140,000円以下	18,700円	
D ₄	140,001円以上280,000円以下	29,000円	
D ₅	280,001円以上500,000円以下	41,200円	
D ₆	500,001円以上800,000円以下	54,200円	
D ₇	800,001円以上1,160,000円以下	68,700円	
D ₈	1,160,001円以上1,650,000円以下	85,000円	
D ₉	1,650,001円以上2,260,000円以下	102,900円	

D ₁₀	2,260,001円以上3,000,000円以下	122,500円
D ₁₁	3,000,001円以上3,960,000円以下	143,800円
D ₁₂	3,960,001円以上5,030,000円以下	166,600円
D ₁₃	5,030,001円以上6,270,000円以下	191,200円
D ₁₄	6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

注

- 1 この表のC₁階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する特別区民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 D₁～D₁₄階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によつて計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係る部分に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係る部分に限る。))に規定する寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項
- 3 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定する。

- 4 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(その被措置者が別表(2)により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。
- 5 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。
- 6 別表(2)備考に規定する特例措置を行った場合の扶養義務者の費用徴収額は、特例措置を行わず算定した被措置者の費用徴収額を基準に算定する。